

1. 議事日程

〔令和7年第3回安芸高田市議会9月定例会 第22日目〕

令和7年9月29日
午前10時開議
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第53号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第3 | 議案第54号 第3次安芸高田市総合計画基本構想について |
| 日程第4 | 議案第55号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第56号 安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 日程第6 | 認定第1号 令和6年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第2号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第3号 令和6年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第4号 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第5号 令和6年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第6号 令和6年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第7号 令和6年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第8号 令和6年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第9号 令和6年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第10号 令和6年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第11号 令和6年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第12号 令和6年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第13号 令和6年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第19 | 認定第14号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第20 | 議案第63号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第21 | 発議第4号 芸備線をはじめとするローカル線の安定的な維持・確保に向けた国の取組を求める意見書について |
| 日程第22 | 議員派遣の件について |
| 日程第23 | 閉会中の継続調査の件について |

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1 番	益 田 一 磨	2 番	佐々木 智 之
3 番	熊 高 慎 二	4 番	浅 枝 久美子
5 番	小 松 かすみ	6 番	南 澤 克 彦
7 番	山 本 数 博	8 番	新 田 和 明
9 番	山 根 温 子	10 番	児 玉 史 則
11 番	大 下 正 幸	12 番	熊 高 昌 三
13 番	宍 戸 邦 夫	14 番	金 行 哲 昭
15 番	秋 田 雅 朝	16 番	石 飛 慶 久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

3 番	熊 高 慎 二	4 番	浅 枝 久美子
-----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
教 育 長	猪 掛 公 詩	危 機 管 理 監	神 田 正 広
総 務 部 長	新 谷 洋 子	総務部政策統括監	佐々木 満 朗
企 画 部 長	高 下 正 晴	市 民 部 長	内 藤 道 也
福祉保健部長兼福祉事務所長	井 上 和 志	産 業 部 長	小 櫻 静 樹
建 設 部 長	佐々木 宏	消 防 長	吉 川 真 治
教 育 次 長	柳 川 知 昭	総 務 課 長	玉 井 郁 生
財 政 課 長	沖 田 伸 二	政 策 企 画 課 長	黒 田 貢 一

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	高 藤 誠	事 務 局 次 長	國 岡 浩 祐
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 任 主 事	波多野 奈 美

〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○石 飛 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。
高藤事務局長。

○高藤事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、教育長より、2024年度分、教育委員会事務の点検・評価報告書についての報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、諸般の報告を終わります。
続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

大下議会運営委員長。

○大下議会運営委員長 おはようございます。本日の会議の運営につきまして、9月22日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。
追加案件となる議案第63号は、提案理由説明の後、質疑を行い、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

次に、発議4号は、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことといたしました。また、議員派遣の件については、令和7年度広島県市議会議長会北部ブロック議員研修会に係る議員派遣について採決を行うことといたしました。

以上で、報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において3番熊高議員、4番 浅枝議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第53号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第3 議案第54号 第3次安芸高田市総合計画基本構想について

○石 飛 議 長 日程第2、議案第53号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例」の件及び日程第3、議案第54号「第3次安芸高田市総合計画基本構想についての件」の2件を一括して議題といたします。

本案2件は総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

山根総務文教常任委員長。

○山根総務文教常任委員長

おはようございます。総務文教常任委員会委員長報告を行います。

令和7年9月8日付で本委員会に付託されました議案の審査結果について報告いたします。

付託のあった議案について、9月18日及び9月24日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第53号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例」は、法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり、職員の部分休業について、1日につき2時間を超えない範囲で、取得時間は勤務の始めと終わりのみとしていたものを取得時間は任意の時間で請求できるよう拡大すること、1年につき10日相当の範囲内の形態を新たに設けることとし、いずれかの形態を選択可能とすること、また、仕事と育児の両立支援制度等の周知、意向確認を行うとともに、子どもや各家庭の状況に応じた個別の意向に配慮するよう改めるものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より「このたびの改正と併せ、男性職員の育児休業取得促進に取り組む考えがあるか伺う」との質疑があり、執行部より「現在、男性職員の3人に2人は育児休業を取得している。部分休業についても、男性職員も取得できる制度であるため、利用促進に努めたい」との答弁がありました。

また、委員より「部分休業を取られる職員が課内に複数人いた場合、業務が円滑に回るような調整はできるのか」との質疑があり、執行部より「意向確認を行う際に、業務量の確認等が義務づけられており、ヒアリングを行う中で対応に努めたい」との答弁がありました。

また、委員より「部分休業の取得により、他の職員に業務の負担が増えると思うが、考えを伺う」との質疑があり、執行部より「業務の状況においては、他の職員に分散して負担をお願いするケースや、必要に応じて会計年度任用職員を新たに雇用するなどの対応等も今後、検討したい」との答弁がありました。

次に、議案第54号「第3次安芸高田市総合計画基本構想について」は、第3次安芸高田市総合計画のうち、基本構想部分について議会の議決を求めるものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より「第3次の計画を策定するに当たって、第2次総合計画に対する評価を伺う」との質疑があり、執行部より「第2次総合計画の整理については、まだまとまっていない。しかし、第2次総合計画の理念は、人がつながる田園都市と掲げており、そこからどのように変わるのかは意識した議論がなされた」との答弁がありました。

また、委員より「20年後の観光客数を250万人としているが、人口減少の中、厳しい目標値ではないか。」との質疑があり、執行部より「観

光客数が上昇傾向にある中、神楽公演や道の駅のイベントなどで交流人口の増加を図っている。前回の目標値を超えるよう進めたいと考え、250万人としている。今後の推移を見ながら、再度、設定するなど考えたい」との答弁がありました。

また、委員より「神楽やサンフレッチェ広島、わくながハンドボールクラブなどの、本市の誇れる要素が基本構想には出ていないが、理由を伺う」との質疑があり、執行部より「基本構想については個別具体的な表現はしておらず、大きな方向性を示すものであると考えている。具体的な施策は、五つの政策に対し、基本計画を具現化する中で示していきたい。」との答弁がありました。

また、委員より「基本構想は今後20年間の取組方針を示したものだが、この計画は今の本市の状態をそのまま考えたような構想に見えるが、考えを伺う」との質疑があり、執行部より「20年後のイメージは描けていないが、人口減少の中で、人とのつながりや公民連携、デジタルの活用などのポイントを項目として挙げている」との答弁がありました。

質疑後の討論において賛成討論があり、「第2次総合計画についての振り返りがまとまっていない点や、観光客数の指標を人口減少が加速する20年後の目標として数値で定めるといった点において、少なからず疑問視せざるを得なかったが、あくまで大枠の基本構想については、全体を包括的に漏れなくカバーした上で、細部についてはしっかりと基本計画で定める意気込みを感じた。過去の第2次総合計画の振り返りを充実させた上で、細部は数値ベースで根拠のある基本計画が出てくるのが必然と考えられるため、賛成する」との意見がありました。

また、委員より「本市の魅力であり、強みである毛利、神楽、サンフレッチェ広島の3要素を三矢の訓にちなみ、百万一心とともに基本構想に盛り込むことで、シビックプライドや市民のまちづくりへの参加の機運を醸成することにつながるのではないかと考える。4年間の基本計画に基本構想を踏まえた施策や基本的な方向性を示す」との答弁があり、「十分、計画や施策に反映し、希望の持てるまちづくりを進めていただくことを期待する」との意見がありました。

以上の2議案について慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○石 飛 議 長

以上で、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

○石 飛 議 長

以上で、質疑を終了いたします。

これより本案2件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより議案第53号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例」の件及び議案第54号「第3次安芸高田市総合計画基本構想について」の件の2件を一括して、起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案2件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第55号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第56号 安芸高田市乳児等通園支援事業の整備及び運営に関する基準を定める条例

○石 飛 議 長 日程第4、議案第55号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件及び日程第5、議案第56号「安芸高田市乳児等通園支援事業の整備及び運営に関する基準を定める条例」の2件を一括して議題といたします。

本案2件は産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

南澤産業厚生常任委員長。

○南澤産業厚生常任委員長 令和7年9月8日付で本委員会に付託されました議案の審査結果について報告します。

付託のあった議案について、9月19日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第55号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」については、総務省通知では、性同一性障害、性的指向、性自認に配慮して、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取扱いを可能としており、標準準拠システムへの移行を機に男女の別の記載を廃止するため、所要の改正を行うものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より「標準準拠システムへの移行経費は生じるか」との質疑があり、執行部より「標準システムへの移行経費は財産管理課が一括で予算を立てており、このたびの条例改正に伴う経費は発生しない」との答弁がありました。さらに、委員より「市民への周知については、どのような形で行うか」と質疑があり、執行部より「ホームページやLINE、広報誌を活用して周知をしていきたい」との答弁がありました。

次に、議案第56号「安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、新たな通園給付である、こども誰でも通園制度を実施する上での設備及び運営に関する基準を条例で定めるものになる。市町村は内閣府令に従う、または基準を参酌することとされており、本市においても、内閣府令に定める基準を基に条例を制定しているとの説明がありました。

審査の過程において、委員より「一時預かりとの違いは」との質疑があり、執行部より「一時預かりは、保護者の緊急時や家庭の事情がある際に一時的に子どもを預かるためのもので、こども誰でも通園制度は、保護者の就労状況にかかわらず、子どもの集団生活による社会性を育み、健やかな成長を継続的に支援することが目的の支援である」との答弁がありました。さらに、委員より「実施場所は安芸高田市内全ての施設が対象か」との質疑があり、執行部より「全ての施設が基準を満たしており、対象となるが、実施については施設側に検討していただく必要がある」との答弁がありました。さらに、委員より「在宅育児世帯支援給付金と併用は可能か」との質疑があり、執行部より「こども誰でも通園制度は入所ではないので、在宅育児世帯支援給付金はそのまま受給できる」との答弁がありました。

以上の議案について慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○石 飛 議 長 以上で、委員長の報告を終わります。  
これより質疑に入ります。  
ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。  
以上で、質疑を終了いたします。  
これより本案2件に対する討論を行います。  
討論はありませんか。  
(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認めます。  
以上で、討論を終結いたします。  
これより議案第55号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件及び議案第56号「安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の件の2件を一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

|         |          |                                          |
|---------|----------|------------------------------------------|
| 日程第 6   | 認定第 1 号  | 令和 6 年度安芸高田市一般会計決算の認定について                |
| 日程第 7   | 認定第 2 号  | 令和 6 年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について          |
| 日程第 8   | 認定第 3 号  | 令和 6 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について         |
| 日程第 9   | 認定第 4 号  | 令和 6 年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について            |
| 日程第 1 0 | 認定第 5 号  | 令和 6 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第 1 1 | 認定第 6 号  | 令和 6 年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第 1 2 | 認定第 7 号  | 令和 6 年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第 1 3 | 認定第 8 号  | 令和 6 年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第 1 4 | 認定第 9 号  | 令和 6 年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第 1 5 | 認定第 10 号 | 令和 6 年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について            |
| 日程第 1 6 | 認定第 11 号 | 令和 6 年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第 1 7 | 認定第 12 号 | 令和 6 年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第 1 8 | 認定第 13 号 | 令和 6 年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第 1 9 | 認定第 14 号 | 令和 6 年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について      |

○石 飛 議 長 日程第6、認定第1号「令和6年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から日程第19、認定第14号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの14件を一括して議題といたします。

本案14件は予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

児玉予算決算常任委員長。

○児玉予算決算常任委員長 予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

定例会の初日において、本委員会に付託された認定第1号から第14号までの令和6年度一般会計、特別会計並びに公営企業会計の決算状況について、審査の経過と結果を報告いたします。

付託のあった14件の認定案件について、9月24日、25日の両日、歳

入・歳出の決算状況を確認し、予算執行と行政効果について審査を行いました。

令和6年度普通会計の決算規模は、歳入総額が204億1,253万円、歳出総額が198億9,278万3,000円となり、決算規模は歳入歳出ともに前年度を下回るものとなりました。

財政指標では、経常収支比率が92.9%で、前年度から0.8%上昇し、その要因は、経常的な歳入の減少と経常的な歳出の増加によるものです。

実質公債費比率は10.0%、将来負担比率は55.1%で、合併以降、過去一番よい水準となっています。

審査の経過ですが、一般会計において出された主な質疑と答弁は次のとおりです。

決算の概要の説明について、委員より「経常収支比率上昇の主な理由は人件費と扶助費の増加であるとの説明だが、扶助費の増加は給食費の無償化が影響しているのか」との質疑があり、執行部より「扶助費の増加は多くの給食費の無償化が占めており、経常収支比率の上昇に影響している。教育の無償化は未来をつくる子どもへの投資であるため、カバーできるよう、ほかをしっかりと抑えていきたい」との答弁がありました。

危機管理監の審査では、災害対策事業について、委員より「非常食の備蓄について、1日当たり最大避難者数を1,200人と想定しているとあったが、1,200人の根拠を伺う」との質疑があり、執行部より「過去に本市で発生した平成30年災害及び令和3年災害における最大避難者数を根拠としている」との答弁がありました。

総務部の審査では、職員人事管理事業について、委員より「令和5年度は、人事評価制度の一環で360度評価を実施していたが、令和6年度に実施していない理由を伺う」との質疑があり、執行部より「360度評価は上司、同僚、部下からの相対的な評価が得られる利点があったが、評価を気にするあまり、ふだんの業務や人間関係に悪影響を及ぼす可能性も考えられていた。人事評価は結果だけではなく、目標達成に向けた過程も評価することとしているため、実施を中断している。まずは人事評価制度の構築を行い、運用を始めていくことが喫緊の課題と認識している」との答弁がありました。

企画部の審査では、ふるさと応援寄附推進事業について、委員より「ふるさと納税受入額の減少について要因を伺う」との質疑があり、執行部より「前年度は前市長がSNS等で積極的に情報発信を行ったことにより、大幅な寄附があった。本来、ふるさと納税は、特定の個人で納税額が左右されるものではなく、自治体を応援したいと思ってもらうことで寄附を頂くものと考えている。そうした中、令和6年度では、定例記者会見や市公式YouTube等により、返礼品の魅力発信を行った」との答弁がありました。

市民部の審査では、賦課徴収事業について、委員より「課題の中で、

外国人滞納者が出国すると滞納額の徴収が困難となるとあるが、不納欠損となると公平性に欠けると思うが、考えを伺う」との質疑があり、執行部より「公平性の観点からも、出国手続の際に必ず折衝し、出国までに勤めていた会社や家族等に納税管理人になっていただき、納付していただく対応をしている」との答弁がありました。

福祉保健部の審査では、母子保健事業について、委員より「産後ケア事業の宿泊利用者が昨年からかなり減っていると思うが、どのように分析しているか」との質疑があり、執行部より「今年度は、現時点で昨年度の利用者数を超えているため、令和6年度においては利用希望者が少なかったと分析している」との答弁がありました。

産業部の審査では、有害鳥獣対策事業について、委員より「ニホンザルの対策支援事業の活用により、どのような駆除ができるようになったか」との質疑があり、執行部より「国の予算を活用し、向原の雌猿を捕獲してGPSを装着した。受信機を用いることで猿の動きを追跡し、個体群の行動範囲等を把握することが可能となった」との答弁がありました。

また、企業立地推進事業について、委員より「企業誘致と企業支援の課題は一体的に捉えて解決する必要があると思うが、考えを伺う」との質疑があり、執行部より「課題は一連で取り組むべきと捉えている。今年度事業については、政策統括監とも連携を取って進めていく」との答弁がありました。

また、委員より「政策統括監が中心となって課題解決に取り組むのか」との質疑があり、執行部より「政策統括監は、柔軟かつ迅速に動ける立場として設置している。この役割を最大限に生かすためには、各課と役割を分担して動いていく必要がある。例えば、土地の情報などを担当するのは財産管理課であり、市内の公共用地だけでなく、様々な土地情報を一括して担当し、政策統括監と連携して、企業の求めるものを提供していくことが理想である」との答弁がありました。

建設部の審査では、河川総務管理事業について、委員より「国の排水樋門自動化への要望は何か所行ったのか」との質疑があり、執行部より「要望は全箇所行っており、そのうち1か所分の国の予算がついたので自動化となった。今後も引き続き、要望を行っていく」との答弁がありました。

また、委員より「管理者の高齢化に伴い、早急な自動化が求められると思うが、今後の見通しは」との質疑があり、執行部より「建設関係において、樋門の自動化は優先順位を上げて要望を行っている。自動化を待つ樋門は全国にあり、本市の樋門のうち、緊急を要するものについては把握しているため、優先順位をつけて、粘り強く要望を行っていきたい」との答弁がありました。

教育委員会事務局の審査では、給食センター運営事業について、委員より「地産地消の取組について詳細は」との質疑があり、執行部より

「基本的には、安芸高田市産の野菜やおかずの材料を仕入れており、40%の活用率を目標としたが、実績値としては、安芸高田市産が21.8%、広島県産が17.3%で、計39.1%となった」との答弁がありました。また、審査において、事務事業評価シートの指標に関する意見があり、次年度に向けて改善されることになっています。

そのほか、特別会計並びに公営企業会計決算においては、計画された事業は適正に執行されており、歳入歳出の執行は遅延なく行われていたものと判断しました。

質疑後の討論において、認定第1号「一般会計決算の認定について」賛成討論がありました。

内容は「財政状況が厳しい中、健全化判断比率4指標が全て基準を大幅に下回るもので、財政健全化に向けて進捗も進んでおり、基金も大幅に減らすことなく、事業の決算を迎えたことは評価したい。決算審査の中で、多くの課題が執行部と共有できた。来年度の予算に向けて解決に向かうことを期待する」との意見がありました。

以上、14議案について慎重に審査し、採決した結果、認定第1号から第14号までの14件については、認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

これより本案14件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、これより本案14件を個別に討論、採決いたします。

まず、認定第1号「令和6年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

討論がありますので、まず、反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

南澤議員。

○南 澤 議 員 6番、南澤です。

令和6年度決算について、賛成の立場から討論いたします。

まず、本決算は、自治体財政健全化法の4指標、いずれも過去一番よい数値を示しており、厳しい財政状況の中にあっても堅実な運営がなさ

れた点は、高く評価します。

一方で、改善すべき点が浮き彫りになった審査でもありました。

そもそも、自治体の歳入は、住民に会費的な負担をお願いして成り立つもので、その財源をいかに活用し、住民福祉の向上や暮らしの安心を守るかを示したものが予算であります。その予算に基づいて、1年間、事業を実施し、その成果を住民に報告し、議会の承認を得て仕事を収めるのが決算審査の場であります。

しかしながら、今回の審査を通じて、以下3点、課題が明らかになりました。

一つ目は、新規事業について、議会から質疑がなければ報告がされないという事例がありました。

2点目は、予算を確保しておきながら、実績がなかった事業について報告がなされなかった。これも議会からの質疑がなければ報告がなされなかった事例がありました。

3点目、事務事業評価の資料において、活動指標や成果指標が曖昧な事業があったり、資料上のミスが散見されました。

この令和6年度の当初予算は前市長が編成したものであり、年度途中から現執行部が運営を担った事情はしんしゃくすべきです。しかし、うまくいかなかった事業は、聞かれなければ報告しないという姿勢があるとするれば、到底、安心はできません。なぜなら、予算を可決した時点で、我々議会は共に責任を負っているからです。可決した以上は、事業がうまく回るように期待して見ていますし、もし課題があるならば、調査・研究をし、提案や議論をする権能が与えられているのが議会という存在です。仮に不都合なことがあったら、それこそ早めに報告するべきであると考えます。

かつて決算審査は、不用額や滞納の追及に焦点が当たることが多かったと聞いております。しかし、本来は、1年間の事業成果を検証し、その妥当性、有効性、効率性を議論し、課題や改善点を抽出する場であると考えています。さらに言えば、総合計画が毎年の事務事業を通じてどの程度進捗しているかを確認する機会として捉えている議会も、他の自治体には存在します。

審査の中で、副市長から、事務事業評価について、見直しの言及がありました。これについては、大いに期待するところであります。

最後に、今回の執行部提出の資料にミスが多く見受けられた点について申し上げます。

これは、我々議会がこれまで細かいところまでチェックしているぞという十分な緊張感を執行部に与えてこれなかったことがその一因でないのかと、私自身、今回、5回目の決算審査を迎えましたが、反省を踏まえて今回の審査に臨みました。

今回の決算審査では、長い日で夜9時までに及ぶ熱心な議論となりましたが、これは決算を重視しているという意思の表れと捉えてください。

この機会を契機として、より緊張感を持って活発な市政運営がなされることを期し、賛成討論とします。

○石 飛 議 長      ほかに討論はありませんか。

益田議員。

○益 田 議 員      1番、益田です。

本議案について賛成の立場で討論いたします。

先ほど、同僚議員からあったとおり、課題については改善の必要があると考えておりますし、一方で、質疑の後、様々な課での答弁においては、次年度以降の改善をされるという答弁が多々ありまして、これから改善されていくものだと強く期待しております。その上で、決算内容については、地方債残高、実質公債費比率など、将来負担比率の割合は過去最低となっておりまして、これから本市が中学校統合ですとか、認定こども園等の大きな事業に向けての準備姿勢が取られているものというふうに捉えまして、賛成討論させていただきます。

以上です。

○石 飛 議 長      ほかに討論はありませんか。

熊高議員。

○熊高（昌）議員      12番、熊高昌三です。

認定第1号に対し、賛成の立場で討論いたします。

令和6年度決算については、前石丸市長の政策を執行するための財源を引き継いだ形の予算執行でありました。現藤本市長の評価、これは多々あると思われます。

しかし、決算から新市長の政策の方向性は見えづかったというのが実感です。

対話を基軸としているとしているが、その対話から何を取捨選択し、市民に示しているか、執行部の答弁からは明確に伝わってこなかった部分が多々ありました。むしろ、スピード感は落ち、政策の迷いすら感じられました。

令和7年度予算の執行半ばになっておりますが、令和6年度決算の課題を踏まえ、その解決に向け、執行部が一丸となるためには、適材適所と体制の見直しを含め、スピード感のある行政執行を行うために、藤本市長は真のリーダーシップを発揮され、この令和6年度決算から見えた課題解決に取り組まれることを期待する中で、令和6年度決算に賛成するものです。

過去を引きずっていても、目標も在りたい姿も見えてこない、決断も出てこない。過去をしっかりと断ち切った上で未来を決断していただきたい、そういった思いで賛成討論を終わります。

○石 飛 議 長      ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

○石 飛 議 長      討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号「令和6年度安芸高田市一般会計決算の認定につい

て」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。そのほかの議案について、討論はありませんか。

（討論なし）

○石 飛 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号「令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の件から認定第16号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの13件を一括して、起立により採決いたします。

本案13件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案13件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案13件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第63号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）

○石 飛 議 長 日程第20、議案第63号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本案は、物価高騰対策の支援に伴う費用や落雷被害を受けた施設の修繕等を既定の歳入歳出予算に追加するものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

なお、審査終了後、本会議を再開し、委員長の報告の後、採決を行う予定としております。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時45分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

日程第20、議案第63号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

児玉予算決算常任委員長。

○児玉予算決算常任委員長 予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

本日、本委員会に付託のありました議案第63号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の審査結果について報告いたします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,769万8,000円を追加し、予算の総額を202億879万4,000円とするものです。

補正の主な内容は、次の3項目でした。

一つ目は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連で、物価高騰の影響を受けている事業者の負担軽減のため、省エネ設備の導入費等の経費に対して補助金を交付するもの。二つ目は、落雷被害関連で9月10日の落雷により被害を受けた施設の修繕等に要する経費。三つ目は、災害関連で、今年8月の大雨による農地災害の工事請負費などを予算計上するものでした。

審査における主な質疑は、安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業について、対象者と補助対象となる省エネ設備について確認するものでした。また、落雷被害関連では、保険適用の有無と今後の避雷針の設置に関する考え方について確認するものでした。

そのほか、歳入歳出について審査した結果、補正額、補正内容等は適正であると判断し、議案第63号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（質疑なし）

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（討論なし）

○石 飛 議 長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより議案第63号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 発議第4号 芸備線をはじめとするローカル線の安定的な維持・確保に向けた国の取組を求める意見書について

○石 飛 議 長 日程第21、発議第4号「芸備線をはじめとするローカル線の安定的な維持・確保に向けた国の取組を求める意見書について」の件を議題いたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、山本議員。

○山 本 議 員 意見書の提案理由を述べさせていただきます。

現在、芸備線を取り巻く現状は、庄原駅から備中神代駅までの間を対象に、国・県、沿線自治体などを構成員として、昨年1月に再構築協議会が設立され、後に本市も構成員として参加する中で、本年7月下旬から12月下旬まで、広島駅から備中神代駅間において実証事業が始められています。

このたびの意見書は、これらの結果を待つのではなく、国として、ローカル線について、将来の国の在り方を見据えた交通政策としての位置付けを明らかにすること、並びに、県・市町が行うローカル線の利用促進や活用を推進する取組へより一層の支援を行うことと、加えて、鉄道事業者に対してこうした取組に協働して取り組むよう働きかけることを求めるものです。

なお、本年4月に広島県知事が代表となり、全国的な鉄道ネットワークの在り方に関する特別要望を29道府県知事名で、石破総理宛てに提出されています。

よって、このたびの意見書は、この特別要望に沿った内容としています。また、このたびの意見書は、広島、三次、庄原市議会において議員提案される予定となっております。

以上です。よろしくお願いします。

○石 飛 議 長 以上、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で、討論を終結いたします。  
これより発議第4号「芸備線をはじめとするローカル線の安定的な維持・確保に向けた国の取組を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議員派遣の件について

○石 飛 議 長 日程第22、「議員派遣の件について」を議題といたします。
議員派遣については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付しておりますとおり決定いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第23 閉会中の継続調査の件について

○石 飛 議 長 日程第23、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長、産業厚生常任委員長及び予算決算常任委員長より、お手元に配付した申出のとおり、閉会中の継続調査の申出が提出されております。本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和7年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 1時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員